

○ 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改 正 案	現 行
<p>第四号の三様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 四半期報告書 (略)</p> <p>第一部【企業情報】</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2【事業の状況】</p> <p>1 (略)</p> <p>2【事業等のリスク】 (9-2)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第3～第5 (略)</p> <p>第二部 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(9-2) 事業等のリスク</p> <p>a 当四半期連結会計期間（四半期連結財務諸表を作成していない場合には当四半期会計期間）においてこの報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（四半期連結財務諸表規則第2条第13号に規定するキャッシュ・フロー）の状況に関する分析・検討内容（次に掲げるもののほか、例えば、経営成績に重要な影響を与える要因に関する分析、資本の財源及び資金の流動性に係る情報）を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。</p> <p>(a) 当四半期連結会計期間（四半期連結財務諸表を作成していない場合には当四半期会計期間。以下このaにおいて同じ。）におけるセグメント情報ごとの業績の状況及びキャッシュ・フローの状況についての前年同四半期連結会計期間との比較・分析。</p> <p>b 提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事実又は状況その他提出会社の経営に重要な影響を及ぼす事実（(11)において「重要事実等」という。）が存在する場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく記載すること。</p> <p>c 将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は報告書提出日現在において判断したものである旨を記載すること。</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析</p> <p>a この報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関して投資者が適正な判断を行うことができるよう、提出会社の代表者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する分析・検討内容（次に掲げるもののほか、例えば、経営成績に重要な影響を与える要因に関する分析、資本の財源及び資金の流動性に係る情報）を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。</p> <p>(a) 当四半期連結会計期間（四半期連結財務諸表を作成していない場合には当四半期会計期間。以下このaにおいて同じ。）におけるセグメント情報ごとの業績の状況及びキャッシュ・フローの状況についての前年同四半期連結会計期間との比較・分析。</p> <p>(b)・(c) (略)</p> <p>b 「2 事業等のリスク」において、重要事実等が存在する旨及びその内容を記載した場合には、当該重要事実等についての分析・検討内容及び当該重要事実等を解消し、又は改善するための対応策を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。</p>	<p>第四号の三様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 四半期報告書 (略)</p> <p>第一部【企業情報】</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2【事業の状況】</p> <p>1 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第3～第5 (略)</p> <p>第二部 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析</p> <p>a この報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関して投資者が適正な判断を行うことができるよう、提出会社の代表者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する分析・検討内容（次に掲げるもののほか、例えば、経営成績に重要な影響を与える要因に関する分析、資本の財源及び資金の流動性に係る情報）を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。</p> <p>(a) 当四半期連結会計期間（四半期連結財務諸表を作成していない場合には当四半期会計期間。以下このaにおいて同じ。）におけるセグメント情報ごとの業績の状況及びキャッシュ・フローの状況についての前年同四半期連結会計期間との比較・分析。</p> <p>(b)・(c) (略)</p> <p>(新設)</p>

$\frac{c}{(12) \sim (37)}$ (略) (略)

$\frac{d}{(12) \sim (37)}$ (略) (略)

○ 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改 正 案	現 行
<p>第五号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>第一部【企業情報】</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2【事業の状況】</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4【事業等のリスク】(11-2)</p> <p>5・6 (略)</p> <p>7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】(13-2)</p> <p>第3～第6 (略)</p> <p>第二部 (略) (記載上の注意)</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p>(11-2) 事業等のリスク</p> <p>a 当中間連結会計期間（中間連結財務諸表を作成していない場合には当中間会計期間）において、この報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（中間連結財務諸表規則第2条第10号及び中間財務諸表等規則第2条の2第4号に規定するキャッシュ・フローをいう。(13-2)のaにおいて同じ。）の状況の異常な変動等、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項が発生した場合又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更があった場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく、かつ、簡潔に記載すること。</p> <p>b 提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事実又は状況その他提出会社の経営に重要な影響を及ぼす事実(13-2)のbにおいて「重要事実等」という。)が存在する場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく記載すること。</p> <p>c 将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は報告書提出日現在において判断したものである旨を記載すること。</p> <p>(12)・(13) (略)</p> <p>(13-2) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析</p> <p>a この報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関して投資者が適正な判断を行うことができるよう、提出会社の代表者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する分析・検討内容（例えば、経営成績に重要な影響を与える要因についての分析、資本の財源及び資金の流動性に係る情報）を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。</p> <p>b 14 事業等のリスクにおいて、重要事実等が存在する旨及びその内容を記載した場合には、当該重要事実等についての分析・検討内容及び当該重要事実等を解消し、又は改善するための対応策を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。</p> <p>c 将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は報告書提出日現在において判断したものである旨を記載すること。</p> <p>(14)～(45) (略)</p>	<p>第五号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>第一部【企業情報】</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2【事業の状況】</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4・5 (新設) (略)</p> <p>4・5 (新設) (略)</p> <p>第3～第6 (略)</p> <p>第二部 (略) (記載上の注意)</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(12)・(13) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(14)～(45) (略)</p>

○ 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改 正 案	現 行
<p>第九号の三様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】</p> <p>四半期報告書 (略)</p> <p>第一部【企業情報】</p> <p>第1・第2 (略)</p> <p>第3【事業の状況】</p> <p>1 (略)</p> <p>2【事業等のリスク】(12-2)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第4～第7 (略)</p> <p>第二部 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p>(12-2) 事業等のリスク</p> <p>第九号の三様式記載上の注意(9-2)に準じて記載すること。</p> <p>(13)～(29) (略)</p>	<p>第九号の三様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】</p> <p>四半期報告書 (略)</p> <p>第一部【企業情報】</p> <p>第1・第2 (略)</p> <p>第3【事業の状況】</p> <p>1 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第4～第7 (略)</p> <p>第二部 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(13)～(29) (略)</p>

○ 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改正案	現行
<p>第十号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】</p> <p>半期報告書 (略)</p> <p>第一部【企業情報】</p> <p>第1・第2 (略)</p> <p>第3【事業の状況】</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4【事業等のリスク】(14-2)</p> <p>5・6 (略)</p> <p>7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】(16-2)</p> <p>第4～第8 (略)</p> <p>第二部 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1)～(14) (略)</p> <p>(14-2) 事業等のリスク</p> <p>第五号様式記載上の注意(11-2)に準じて記載すること。</p> <p>(15)・(16) (略)</p> <p>(16-2) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析</p> <p>第五号様式記載上の注意(13-2)に準じて記載すること。</p> <p>(17)～(34) (略)</p>	<p>第十号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】</p> <p>半期報告書 (略)</p> <p>第一部【企業情報】</p> <p>第1・第2 (略)</p> <p>第3【事業の状況】</p> <p>1～3 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第4～第8 (略)</p> <p>第二部 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1)～(14) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(15)・(16) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(17)～(34) (略)</p>